

山口県報

平成21年
10月13日
(火曜日)



一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年十月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十五号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十号を第二十一号とし、第五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 分べん業務手当

第十一条から第十八条までを次のように改める。

第十一条から第十七条まで 削除

(分べん業務手当)

第十八条 分べん業務手当は、総合医療センターに勤務する医師が主治の医師として分べんの業務に従事したときに支給する。

目 次

条例	
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	一
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	二
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	一五
山口県税賦課徴収条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一五
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	一八
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例	二〇
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	二二

2 前項の手当の額は、一件につき一万円とする。

附 則

この条例は、平成二十一年十一月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十六号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に、「第二条の三」を「第二条の四」に、「第四章 雑則(第十一条―第十四条)」を

「第四章 退職手当の支給制限等(第十一条―第十八条)

第五章 雑則(第十九条・第二十条)

」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第一章中第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父

母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第三条第二項中「退職した者」の下に、「(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第五条の二第二項中「第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第七条第七項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)(全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る)」に改め、同項第十一号中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第十二号中「第七条の四第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第十三号中「第七条の四第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同項第十四号中「第七条の四第三項第二号」を「第八条第三項第二号」に改め、同項第十五号中「第七条の四第三項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、同項第十六号中「第七条の四第三項第四号」を「第八条第三項第四号」に改め、同項第十七号中「第七条の四第三項第五号」を「第八条第三項第五号」に改め、同項第十八号中「第七条の四第三項第六号」を「第八条第三項第六号」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)(以外のものでその勤続期間が五年以上)」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)(」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相

当する額

第六条の四第四項に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第五項第一号中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

第八条を削る。

第七条の四の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条を第八条とする。

第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

「第四章 雑則」を「第四章 退職手当の支給制限等」に改める。

第十一条を次のように改める。

(定義)

第十一条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合

にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関)をいう。

第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を山口県報に登載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十四条を第二十条とする。

第十三条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条に次の二項を加える。

3 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第二項の規定

に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条を第十九条とする。

第十二条の二及び第十二条の三を削り、第十二条の次に次の六条及び章名を加える。

(退職手当の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対し、また当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」といふ。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまで

の間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職の処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当

該遺族に対し、第十二条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 山口県行政手続条例（平成七年山口県条例第一号）第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 山口県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第十六条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 山口県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと

ができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する山口県行政手続条例第十四条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対

し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち当該処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 山口県行政手続条例第三章第二節の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

（人事委員会への諮問）

第十八条 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

2 人事委員会は、前項の規定による諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。

3 人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

附則第十項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十三項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十六項中「未復員者」の下に「第十九条第二項又は職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年山口県条例第四十六号。附則第二十項において「条例第四十六号」という。）第一条の規定による改正前の」を加える。

附則第十九項中「第十一条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第二十項中「場合又は」の下に「第十九条第二項若しくは条例第四十六号第一条の規定による改正前の」を加える。

附則第三十項中「退職した者を」を「退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 知事等の退職手当に関する条例（昭和三十二年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「前各条」を「この条例」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、知事に係る同条例第十一条第二号に規定する退職手当管理機関は、知事とする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第三条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者又は当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第十六条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者、死亡による退職をした者の遺族又は当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

- 二 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職の処分を受けたとき。
- 三 管理者が、当該退職をした者（前号の処分の対象となる者を除く。）について、在職期間中に地方公務員法第二十九条第一項又は第二項の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。
- 四 当該退職に係る退職手当が支払われた後において、前項各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者、死亡による退職をした者の遺族若しくは当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者に対し、当該退職手当の全部若しくは一部を返納させ、又は当該退職手当の支払を受けた者の相続人（包括受遺者を含む。）に対し、当該退職手当の全部若しくは一部に相当する額を納付させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例及び第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和三十七年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに第七条の四」を「、第八条並びに第十九条第三項及び第四項」に改める。

附則第六項中「第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第八項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十三項中「第七条の四第四項」を「第十九条第三項」に改める。

附則第十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山口県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第三項中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改める。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十七号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十六条中「、第四十六条及び第四十六条の二（公務で外国旅行中の職員に係る部分を除く。）」を「及び第四十六条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成二十二年一月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。

山口県税賦課徴収条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十八号

山口県税賦課徴収条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第十項第四号中「第二条第七項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第十八号の二中「いう。」の下に「及び法の施行のための規則」を加え、同号タ中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に、「ハ及びヘ」を「ト及びユ」に改め、同号タを同号ウとし、同号ヨ中「第八十三条」を「第五十条」に、「ハ、ヘ及びリ」を「ト、ユ及びレ」に改め、同号ヨを同号ムとし、同号カ中「第八十二条第五項」を「第四十九条第五項」に、「ハ、ヘ及びリ」を「ト、ユ及びレ」に改め、同号カを同号ラとし、同号ワ中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に、「ハ、ヘ及びリ」を「ト、ユ及びレ」に改め、同号ワを同号ナとし、同号ヲ中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「ハ、ヘ及びリ」を「ト、ユ及びレ」に改め、同号ヲを同号ネとし、同号ル中「第二十条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同号ルを同号ツとし、同号ヌ中「第二十条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同号ヌを同号ソとし、同号リ中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号リを同号レとし、同号チ中「ヘ」を「ヨ」に改め、同号中チを力とし、力の次に次のように加える。

ヨ 法第五条第四項の協議を受けること(ヨに掲げるものに係るものに限る。)

タ 法第五条第五項において準用する法第四条第三項の規定による意見の聴取をすること(ヨに掲げるものに係るものに限る。)

別表第十八号の二ト中「第三条第三項」を「第三条第五項」に、「ヘ」を「ヨ」に改め、同号中トをワとし、ヘをユとし、同号ホ中「ハ」を「ト」に改め、同号中ホをリとし、リの次に次のように加える。

又 法第四条第五項の協議を受けること(トに掲げるものに係るものに限る。)

ル 法第四条第六項において準用する同条第三項の規定による意見の聴取をすること(トに掲げるものに係るものに限る。)

別表第十八号の二中「八」を「ト」に改め、同号二を同号チとし、同号八中「以下の」を「を超える」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号八を同号トとし、同口中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同口中口を八とし、八の次に次のように加える。

二 法第三条第六項の規定による条件の付加及び報告の受理をすること。

ホ 法第三条の二第一項の規定による勧告をすること。

ヘ 法第三条の二第二項の規定による許可の取消しをすること。

別表第十八号の二の次に次のように加える。

ロ 法第三条第四項の規定による通知をすること。

別表第十八号の二に次のように加える。

中 法第五十一条第三項の規定による公告及び措置をすること（ト及びユに掲げるものに係るものに限る。）。

ノ 法第五十一条第四項の規定による費用の徴収をすること（ト及びユに掲げるものに係るものに限る。）。

オ イからノまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第十八号の三中「いう。」の下に「及び法の施行のための規則」を加え、同号八中「第十五条の二第六項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、八の次に次のように加える。

二 法第十五条の二第七項の協議を受けること。

別表第十八号の三に次のように加える。

チ イからトまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第十八号の四を削り、第十八号の五を第十八号の四とし、第十八号の六を第十八号の五とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（別表の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第一条の規定は、適用しない）

射撃練習を行う資格の認定	一件につき	七千九百円
射撃教習を受ける資格の認定	一件につき	八千九百円
射撃練習を行う資格の認定	一件につき	八千九百円
年少射撃資格の認定	一件につき	九千六百円 (同時に他の年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の認定にあつては、五千九百円)
年少射撃資格認定証の書換え	一件につき	千八百円
年少射撃資格認定証の再交付	一件につき	千九百円
年少射撃資格の認定のための講習会の実施	一人につき	九千七百円

に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の5の表の改正規定 公布の日
- 二 別表第一の4の表の改正規定 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第二条の規定の施行の日

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立田布施農業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立田布施農工高等学校	熊毛郡田布施町
---------------	---------

別表山口県立大津高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立大津緑洋高等学校	長門市
--------------	-----

附則

この条例中、別表山口県立田布施農業高等学校の項の次に次のように加える改正規定は平成二十一年十一月一日から、同表山口県立大津高等学校の項の次に次のように加える改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十一号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県光警察署の項管轄区域の欄中「清光台町」を「熊毛中央町、呼坂本町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、清光台町、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十一年十月十三日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁